

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	伊 藤 定 廣	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 任（事務担当）	石 垣 至 朗

発言者	内 容
事務局長	<p>1．開催日時 平成24年8月20日(木) 午前9時00分から午前9時46分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(37人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員(0人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 決定第 6号 農地利用集積円滑化事業規程の変更決定について</p> <p>日程第 7 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 7 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第 8 専決報告 現況証明願</p> <p>日程第 9 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第10 そ の 他</p> <p>6．農業委員会事務局職員 (3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、平成24年8月農業委員会定例会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>

会長

《会長あいさつ》

<愛西市農業委員会親睦会規約の給付事業について協議を行った。>

それでは、本日の出席者数は37名中37名で、定足数に達しておりますので、只今より8月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号28番 橋本 三博 委員

議席番号29番 大野 泰弘 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請	6件
議案第16号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請	7件
決定第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	4件
決定第6号	農地利用集積円滑化事業規程の変更決定について	1件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	14件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件
専決報告	現況証明願	2件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知	7件

それでは、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議をお願いします、

では、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から6番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)

以上6件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上です。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 15 号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 6 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第 15 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 について審議をお願いします、 では、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在本家に住んでいるが本家の跡取りが戻るため将来を考慮し分家住宅を建築する計画でございます。現在小屋が申請地に建っておりますが取り壊す旨の確約書が添付されております。以上 1 件につきましては農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため許可要件を満たしていると思われます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 16 号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言無し) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>それでは議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について審議をお願いしますが、議案番号 4 番につきましては私が総会規則第 17 条の「議事参与の制限」に該当しますので、4 番除く議案より審議をお願いします。 では事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p>

(1番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在稲葉町にて水道業を営んでおり、現在の資材置場では手狭なため申請地へ新たな資材置場を確保する計画でございます。

(2番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 本社に近い申請地に従業員用駐車場21台分を確保する計画でございます。

(3番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 隣接する宅地に建築する賃貸住宅への進入路として利用する計画でございます。

(5番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 自宅にて会社を営んでおり手狭なため駐車場・資材置場として利用する計画でございます。

(6番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 隣接地の工場野菜加工を行っており、従業員駐車場として利用する計画でございます。

(7番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 隣接地にてデイサービス事業を行っており、高齢社会に対応するため有料老人ホームを建築する計画でございます。

以上、6件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しない為許可要件を全て満たしていると思われま。以上でございます。

会長

只今、事務局より議案第17号4番を除く6件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

26番委員

7番の案件について建築関係の面積要件はあるか。

事務局

面積要件はございません。ただし、必要性・緊急性等の農地転用許可要件及び他法令の許可見込みが必要です。

会長

その他ありますでしょうか。

(発言無し)

宜しいでしょうか。

それでは議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請4番を除く6件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

	<p>それでは加藤副会長の取り回しで、4番の審議をお願いします。</p> <p>《会長 退席》</p>
職務代理者	<p>それでは事務局より、議案番号4番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(4番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)車庫前に車の回転敷地及び宅地南へ来客用駐車場を確保する計画でございます。なおこの案件につきましても農地法第5条第2項各号に該当しない為許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
職務代理者	<p>只今、事務局より議案第17号4番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
26番委員	<p>農振除外案件だが農振協議会で何か意見はあったか。</p>
事務局	<p>ありませんでした。農振除外一次回答をいただいております。</p>
職務代理者	<p>その他ありますでしょうか。</p> <p>(発言無し)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請4番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>会長に入ってもらってください。</p> <p>《会長 着席》</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
会長	
事務局	<p>《事務局説明》</p>

<p>会長</p>	<p>( 1 番から 4 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読 ) 以上 4 件の利用権の再設定がございました。尚、この事案につきましては農業経営基盤法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われます。 以上です。</p> <p>只今、事務局より決定第 5 号について説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>( 発言なし ) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>( 全員挙手 ) 有り難うございました。 全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第 6 号 農地利用集積円滑化事業規程の変更決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》&lt;決定第 6 号朗読及び規程変更理由を朗読&gt; ( 参考資料を基に農地利用集積円滑化事業規程の変更内容を説明 )</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 6 号について説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。</p>
<p>26 番委員</p>	<p>特定農作業委託とは。</p>
<p>事務局</p>	<p>水稻においては耕起・代掻き・田植・収穫、麦・大豆においては耕起・整地・播種・収穫、その他作物においては に準じて行われる農作業委託です。</p>
<p>26 番委員</p>	<p>委託契約だけで集積とみなされるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>規定にもとづいた契約ならば農地集積協力金の出し手の対象となるが、集積とは別であると思われます。</p>
<p>26 番委員</p>	<p>利用権などの集積計画にのせられるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まったく違うものなので議案としてあがることはございません。</p>

11番委員	<p>円滑化事業の集積は農協のみとなると集落営農など農協が行うもの以外の契約は減ることになるのか。また集落営農で規程を作ってもいいのか。</p>
事務局	<p>円滑化団体とは法にて定められ、円滑化規程をもうけた団体で、当市ではあいち海部農協さんしかございません。その円滑化団体に白紙委任をする事と定まっています。既存の方が農作業を行う場合は、円滑化団体と契約する事となります。</p>
11番委員	<p>賃貸借の単価ですがオペレーターなどの団体で決められる部分もありますが当事者間で決めてもいいのか。</p>
事務局	<p>資料にあります農地法第 52 条の農業委員会から提供される賃借料情報や土地の場所・地力など状況を基に農協さんが決められるかと思われま。基準を元に農協さんが賃借料を管理されるかと思われま。</p>
会長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 6 号 農地利用集積円滑化事業規程の変更決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので市へ決定報告させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3 件・報告 1 件について事務局より一括で説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 番から 1 4 番の届出者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読) 以上 1 4 件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読) 以上 1 件の届出を受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1 番から 2 番の願出者住所氏名・土地所在、地目、面積・事由・現地確認・証明年月日を朗読) 以上 2 件の現地を確認し、証明させていただきました。</p>

<p>会長</p>	<p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)以上7件の解約の通知がございました。以上でございます。</p> <p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました。これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数) 有り難うございました。多数の賛成をいただきましたので可決承認をさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、8月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時40分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p> <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(佐織地区)</p> <p>(山田副会長より報告)</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今月の農地パトロール佐屋地区を予定しておりますので、佐屋地区委員の方は、本庁舎 2階 第1会議室に8月27日(月)午後1時30分集合をお願いします。</p> <p>次回、定例農業委員会は9月20日(木)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。</p> <p>農業委員会委員研修会が稲沢市市民会館大ホールにて9月5日(水)午後1時30分から午後4時10分まで開催されます。なお、集合場所は「立田庁</p>

舎玄関前」出発時間は12時30分でございますので宜しくお願いします。  
欠席・直接会場へ行かれる方は8月31日までに事務局まで連絡をお願いします。

お手元に「農業委員会 定数・報酬検討委員会」委員一覧表を配布させていただきました。委員長に鈴木さん・副会長に近藤さんをお願いし取り回しをお願いすることとなりましたので報告させていただきます。本日も定例会終了後に検討委員会を予定しておりますのでよろしくをお願いします。

9月定例農業委員会終了後、「農業委員会だより検討委員会」を開催する予定でございますので、よろしくをお願いします。

和解の仲介申し立てが7月30日付けであり、3名の委員が仲介委員に指名されました。8月17日に第1回の和解の仲介を実施しました。今後成立したら報告いたします。事務局からは以上でございます。

会長

その他よろしいでしょうか。

(発言なし)

これをもちまして8月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会 (午前9時46分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成24年8月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号28番委員 橋 本 三 博

議事録署名者

議席番号29番委員 大 野 泰 弘